

令和7年3月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

増毛町長 堀 雅 志

市町村名 (市町村コード)	増毛町 014818
地域名 (地域内農業集落名)	朱文別地区 (朱文別、朱文別沢、笹沼)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月9日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の平均年齢64歳と高齢化が進み、今後離農による遊休農地や耕作放棄地の増加が懸念される。最低限基盤整備した農地は持続的に利用を図りながら新規就農者を確保・育成し労働力の確保が必要。

【地域の基礎的データ】

農業者:11人(うち50歳代以下6人)、法人1社

主な作物:水稻(ゆめぴりか、ななつぼし、酒米)、飼料用米(WCS)果樹(おうとう)、そば、小麦

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者を中心とする水稻、果樹、そばの栽培を基本とし、移植水稻、直播水稻、小麦、そば等で輪作体系を計り、堆肥などの有機物施用により地力増進を努め、収量、品質アップを図る。

作業の集団化を図り、効率的に行うためには施設整備も必要となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	121.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	117.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地を中心とした農地であるため、中山間直接支払事業で管理している地区を中心に地域計画のエリアを決定した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構の活用を進めつつ、近隣地区の農業者等と情報交換等を行い、地区内の担い手農業者を中心に農地集積及び集約化を基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の認知度が低いため、利用方法・メリット等の制度の活用に理解を深める。また、農地所有者の意向を踏まえつつ、農地中間管理機構を活用することとしたい。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業が完了し、農地を守っていく上で、農業用水路の老朽化、畦の草刈り等の農地の大型化による作業負担軽減と効率化に取り組む必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
総会や役員会等で農地の集約化、団地化を図るため、理解が得られる農業者を募っていく。市町村やJA等と連携を取りながら、新規就農者等の受け入れを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため、防除作業は信朱マルチローター利用組合へ依頼して作業軽減に取り、収穫作業は利用組合の設立を目指したい。。また、中山間直接支払制度や多面的機能制度を活用し、畦の草刈り、水路や側溝の泥上げ、補修等の農地の維持、管理については地域全体で推し進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①侵入防止柵の設置状況、目撃・被害発生場所等を地域で共有し、被害防止に努める。
- ②⑤水稻や果樹の減農薬栽培を取組ながら、生産方法の安定化を図り、品質、収量の向上。
- ③農業者が一体となり、さらなる導入を計る。
- ④農業者の希望により進める。
- ⑦中山間直接支払事業等を活用しながら、農地の適切な保全管理等を継続して実施する。
- ⑧地域一円とした収穫作業の協業化による設備の導入。
- ⑩農家住宅の建設等に係る農振地区の軽微な変更については、地区協議を行わないこととする。